

31 外部監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成30年12月27日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月31日

福岡市監査委員	阿部正剛
同	倉元達朗
同	谷山昭
同	篠原俊

1 監査報告と措置の件数

30 外部監査公表第3号（平成30年4月2日付 福岡市公報第6478号公表）分
 （住民サービス向上を目的として導入した情報システムに関する財務事務について）
 ……52件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

30 外部監査公表第3号（平成30年4月2日付 福岡市公報第6478号公表）分

IV. ICTガバナンス全般に関する財務事務における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見

監査の結果	措置の状況
<p>【意見1】 他指定都市のベンチマークの実施について</p> <p>システムライフサイクルにわたるICTコストは、一般的には新規開発時には比較的多額の投資が必要となり、その後運用期間にわたって運用保守コストが発生する（初期投資多額型システム）。</p> <p>そのため、情報システム更新時期等のタイミングで、業務担当課に対して、関連する他都市の状況等の調査を依頼するなど、組織的なベンチマーク分析の実施について検討されたい。</p> <p>（総務企画局システム刷新課）</p>	<p>平成30年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い、各システムの更新にあたって他都市調査を実施することについて記載することとした。</p> <p>また、全庁的なICTコストのベンチマーク分析のためには、他都市と比較可能な項目や指標など整理する必要がある。このため、まずは、平成30年度中に全庁のシステム開発・運用状況等をまとめた「情報システム台帳」を整備し、ベンチマーク指標となりうる項目を整理することとした。</p>
<p>【意見2】 情報システム新規調達手続に関する資料保存について</p> <p>市はICTガバナンスの機能強化の観点から、情報システム新規導入に際して</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから、一律の保存期間を定めるのではなく、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9</p>

<p>実施される各種手続の過程で作成された資料について、情報システムの運用期間に即した保存期間を定めることについて検討を行うべきである。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p>	<p>条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p>
<p>【意見3】 情報システムの調達単位について</p> <p>「福岡市情報システム調達の手引き」に記載された分離調達・一括調達それぞれの目的、情報システムの品質の担保、調達における競争環境の構築、費用対効果の向上などの観点から整理した留意点に加え、新規開発時、一括発注した場合でのリースアップ時、システム改修実施時、契約満了時などコスト削減に寄与する可能性のある各段階において業務担当課がコスト削減の手法を検討すべき旨を明記することで業務担当課での競争性確保の取組を進めることが望ましい。</p> <p>また、調達単位を検討した資料はシステムの運用期間にわたって重要な資料となるため、その保存を検討されたい。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p>	<p>平成30年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い、各段階における調達単位の検討の必要性や観点について記載することとした。</p> <p>また、調達単位の検討資料についても「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p>
<p>【意見4】 事業者への見積もり依頼とRFIについて</p> <p>そもそもRFI(※)を実施し、市の計画するシステム開発が機能的にもコスト的にも実現可能であることを確認したうえで見積もり依頼は実施されるべきものであり、簡便なシステムの導入ではない限り、原則としてRFIの実施を検討されたい。</p> <p>よって「福岡市情報システム調達の手引き」でRFIを検討事項とするのではなく、原則、実施すべきとし、RFIが不要な場合にはその理由についても何ら</p>	<p>平成29年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い、原則としてRFIを実施することについて記載した。</p>

<p>かの書類で明文化することが望ましい。</p> <p>※ R F I とはRequest For Information の略であり，情報システムの導入や業務委託を行うにあたり，事前に，発注候補先の開発業者に提供可能なサービスの概要や実績などの情報提供を依頼する行為をいう。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p>	
<p>【意見 5】 情報システムの機能及び要件の審査について</p> <p>情報システムの有効性及びその調達の競争性確保の観点から，情報システムの機能及び要件を明確にし，情報システム審査委員会における適切な審査ができるよう検討されたい。</p> <p>また，情報システム審査委員会での審査の結果，その指導及び助言が仕様書に適切に反映されていることについても文書として残すように検討されたい。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システム審査委員会に提出する開発計画書の作成にあたっては，システムの機能や要件を十分に検討し，明確に記載するよう周知徹底を図ることとした。</p> <p>また，審査を受けたシステムについては仕様書案を含む予算執行の決裁にあたってシステム刷新課の合議を必要としていることから，このタイミングで審査結果の反映状況について確認，記録することとした。</p>
<p>【意見 6】 情報システムの稼働判定基準及び稼働判定経緯について</p> <p>市の「情報システム開発の手引き」には，稼働までのフローや留意事項が記載されている。その一環として稼働判定基準についても具体的にどのようなものを記載し，作成するように指導されたい。</p> <p>情報システムの調達において，稼働判定基準と稼働判定までの経緯について明確に残しておくことは，稼働判定を行う際の重要な根拠である。稼働後のエラー検出やエラーが発見されないまま不適切な行政サービスを提供し続けることを防ぐためにも，稼働判定基準の策定と稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い，稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また，平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い，事業者を求める成果物として，稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p>

(総務企画局システム刷新課)	
<p>【意見 7】 書類の保存の電子化の検討について</p> <p>今回の監査を通じて入手した資料については、多くが紙で保存されたものであった。情報システムに関連する調達や運用保守、利活用状況など多岐にわたり分量が膨大であった。</p> <p>市は保存すべき関連書類のペーパーレス化について検討すべきである。ペーパーレス化によって、書類の保存の履歴が確保できること、検索の利便性が高まること、事例集積により効率的に類似システム導入ができること、紙の保管スペースのコストが下がること、物理的な紛失が予防できることなどの様々なメリットが考えられる。</p> <p>市はセキュリティやBCP(※)、システム上の保管コストなどを検討の上で、電子文書の保存について検討をされたい。</p> <p>※ B C P とは Business Continuity Plan (業務継続計画) のことをいう。</p> <p style="text-align: center;">(総務企画局情報システム課)</p>	<p>システム関連書類については、文書管理システムや、財務会計システム、契約管理システムなどにより電子化された書類のほか、契約書など紙ベースでの保存が必要な書類が混在しているが、今後は様々なメリットを踏まえ、保存書類の電子化について検討していく。</p>
<p>【意見 8】 ICTコストの把握について</p> <p>有効な情報システムの導入は、行政サービスのスリム化・効率化に結びつくことになる。一方で、将来における少子高齢化に伴う税収の減少等による厳しい財政を踏まえて、他の公共投資と同様、新しい情報システム開発投資や運用に要するICTコストについても十分な検討が必要となる。システム刷新計画に掲げるICT資産適正化を実現させるため、早期に把握すべきICTコストを検討したうえで、その継続的な把握と分析を実施</p>	<p>全庁的なICTコストの把握のため、平成30年度中に全庁の情報システム開発・運用状況等をまとめた「情報システム台帳」を整備し、今後継続的にICTコストを把握・分析を実施できるような項目、集約方法を検討することとした。</p>

<p>することを検討されたい。 (総務企画局システム刷新課)</p>	
<p>【意見 9】 システムの利用状況の一元的な管理について</p> <p>システムの利用状況を把握していないと、当初は利用が多かったシステムであっても、環境の変化や陳腐化等により、利用者のニーズが合致せず、結果として、行政サービスの低下につながることもある。情報システムの有効性の確保、適切な資源配分、及び次期更新の参考にするため、情報システムの利用状況を一元的に管理することを検討されたい。</p> <p>なお、システムの利用状況についての把握区分の方法として、例えば以下のような区分に応じて実施することが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① システムの受益者区分（市民サービス向上支援，市職員事務支援など） ② システム方式区分（ホスト，Web，クライアント/サーバなど） ③ ハードウェア，ソフトウェア区分 ④ 自主開発，パッケージ，アドオンなどシステムへの改変可能性，容易性の区分 ⑤ 更新予定時期別区分 ⑥ コンテンツ内容別区分（個人情報の有無など） ⑦ 現状運用されているシステムに対しての代替的新規 I C T 技術や代替インフラ，パッケージソフトの有無 ⑧ 予算執行区分と I C T コスト区分（開発運用一体型，分離型，委託型など） <p>上記区分を設定するにあたっては，市の将来の I C T 戦略に資するため，I C</p>	<p>情報システム利用状況の一元的管理のため，平成 30 年度中に全庁のシステム開発・運用状況等をまとめた「情報システム台帳」を整備し，監査意見を参考に，適切な管理を行うための項目や集約方法を検討することとした。</p>

<p>Tコストの削減，業務・システム最適化や市民サービスの向上などの目的に適合するような区分にて把握管理するように留意する必要がある。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p>	
<p>【指摘事項1】個別実施手順の未作成について</p> <p>今回の監査において，資料徴求の対象として選定した80の情報システムから，さらに事業規模及び機能等を勘案して20の情報システムを選定する過程で，情報システムごとに作成が必要な「個別実施手順」が作成されていないものが3システム(※1)見受けられた。また，2システム(※2)については，「個別実施手順」は作成されていたものの，実地監査実施時にはその所在が明らかにならず，業務担当課内における周知及び運用が十分な状況ではなかった。</p> <p>一部のシステムについて「個別実施手順」が未作成であったことは，当該システムに関するセキュリティルールがあいまいなままで業務担当課において運用が行われていたこと，また，各業務担当課作成の個別実施手順が共通実施手順の要件を満たすかについてのセキュリティ監査や自己点検が実施されていなかったと考えられる。さらに重層的な監査でこれが指摘されていなかったことは，市の情報セキュリティモニタリングについて，「個別実施手順」が未作成，もしくは実地確認時にその所在が明らかにならなかったシステムに対しては機能していなかったと言える。</p> <p>情報資産が毀損する脅威を未然に防ぎ，また，脅威が発生した場合でも毀損</p>	<p>「学校徴収金管理システム」の情報セキュリティ個別実施手順については，平成30年3月23日付で作成・施行した。</p> <p>(教育委員会学務支援課)</p> <p>「児童生徒管理システム」(学校給食費管理システム)の情報セキュリティ個別実施手順については，平成30年3月27日付で作成・施行した。</p> <p>(教育委員会健康教育課)</p> <p>「勤務管理システム」の情報セキュリティ個別実施手順については，平成30年4月1日付けで作成・施行した。</p> <p>(交通局姪浜乗務事務所)</p> <p>「鮮魚市場情報システム」「農業情報システム」の個別実施手順については，直ちに業務担当課内において周知し，適切に管理・運用するよう改めた。</p> <p>(農林水産局政策企画課，鮮魚市場)</p> <p>情報セキュリティ監査においては，今後自己点検を活用し，個別実施手順の作成状況を把握した上で必要な指導等を行う。</p> <p>(総務企画局情報システム課)</p>

<p>被害を最小限に抑えることができるよう、上記3システム(※1)のネットワーク責任者、情報システム責任者及び情報セキュリティ責任者は、速やかに「個別実施手順」を策定すべきである。</p> <p>市が実施する情報セキュリティ監査においても、当該未作成の状況が把握できるような監査手続、もしくは監査対象システムの選定方法を検討されたい。</p> <p>※1 3システム…「学校徴収金管理システム」「児童生徒管理システム(学校給食費管理システム)」「勤務管理システム」</p> <p>※2 2システム…「鮮魚市場情報システム」「農業情報システム」</p> <p>(教育委員会学務支援課, 健康教育課, 交通局姪浜乗務事務所, 農林水産局政策企画課, 鮮魚市場, 総務企画局情報システム課)</p>	
<p>【意見10】ICTガバナンスを担当する人員について</p> <p>市では、近い将来BPR(※)の進捗によるシステムの再構築、新たな共通基盤の構築・運用、新しい技術を用いた情報システムの導入を予定しており、現在にもまして高い専門性と労力が必要となることが想定される。庁内業務におけるICTガバナンスのリスクを適切に評価し、そのリスク対応を可能とする人員、能力を確保できるような具体的な人材育成方法を検討されたい。</p> <p>※ BPRとは、(Business Process Re-engineering)の略であり、業務効率や生産性向上に向け、業務の流れや仕組みを全面的に再構築する業務プロセス改革をいう。</p>	<p>ガバナンスを担う人材の育成については、ICT戦略室職員向けに、外部研修やセミナーの受講勧奨を行うほか、業務担当課向けに、平成29年度から平成30年度にかけて、研修教材の作成を行い、eラーニングを活用した研修を実施するなど、担当者の能力向上に努めているところである。</p> <p>ICTは専門性が高く、新技術の出現など変化の激しい分野であることから、職員の育成に合わせて、外部人材の活用も含め、適切な人員体制の構築や配置の在り方などを引き続き検討していく。</p>

(総務企画局システム刷新課)

【意見 11】コスト削減の取組と行政サービスについて

自治体クラウドによる共同化はコスト削減に大きく寄与するものと考えられる。国が自治体クラウドに求めている要件は大きく「基幹系業務システムを対象に」、「複数自治体での共同利用」、「外部のデータセンターへの設置」である。導入には検討すべき事項があるものの、自治体クラウドの要件を満たすことができる方法について検討を進めることが望まれる。

既存システムを所管する各業務担当課は職員の手作業に係るコストも含めシステム化やRPA(※1)による代替化などの検討を行った上で、情報システム関連経費の発注(予算執行)に当たっては、正確に市の要求水準を伝えとともに、開発業者の見積もり内容の妥当性を精査し、「福岡市システム刷新計画」に定められたSLA(※2)を可能な限り実施するように検討されたい。また、予算執行率が低い場合には、あらかじめ、想定しているサービスが提供されることを確認し、行政サービスの低下につながらないようにするなどの対応を検討されたい。

ICT戦略課は全庁の情報システムに関する予算執行状況をモニタリングし、予算執行率が低い情報システムについて、想定した使用状況からの乖離、または、関連する行政サービス低下が発生していないことを確認し、発生している場合には是正を求める等のチェック体制構築を検討されたい。

※1 RPAとは、Robotic Process

自治体クラウドについては、検討を実施した結果、政令市規模の場合、他自治体との共同利用のためには、大幅な市民サービスの見直しやシステム改修が必要となることや、本市の費用分担が大きくなることが想定されること等から、本来のコスト削減効果が出にくいと判断した。このため、市単独ではあるが、システム刷新計画において、基幹系業務システムを対象に、外部データセンターへの設置を進めているところである。

「福岡市システム刷新計画」に基づき再構築するシステムは運用保守契約においてSLAの締結を行うよう進めているところである。システム刷新計画対象外のシステムについても、平成30年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム外部委託先管理の手引き」の策定を行い、可能な限りSLAの締結を実施することについて記載することとした。

また、各システムの予算執行状況の把握を行えるよう、平成30年度中に全庁のシステム開発・運用状況等をまとめた「情報システム台帳」を整備し、これを行政サービスの維持・向上に活用していくこととする。

Automation の略であり、ロボットによる業務自動化の取組をいう。

※2 SLAとは、Service Level Agreement の略であり、サービス水準に関して、サービスの提供者と顧客の間で結ばれる合意文書をいう。

(総務企画局システム刷新課)

V. 個別情報システムに関する財務事務における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見

(2) 情報系・業務系ネットワーク

監査の結果	措置の状況
<p>【意見 12】システムの稼働判定基準、及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状、市の「情報システム開発の手引き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(総務企画局情報システム課、システム刷新課)</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また、平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者を求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成 30 年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(総務企画局情報システム課)</p>

(3) 共用サーバ

監査の結果	措置の状況
<p>【意見 13】システムの稼働判定基準、及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状、市の「情報システム開発の手引き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また、平成 30 年度中に業務担当課向け</p>

<p>行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(総務企画局情報システム課, システム刷新課)</p>	<p>に示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者に求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入,更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成30年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(総務企画局情報システム課)</p>
--	---

(4) 共用Webサーバ

監査の結果	措置の状況
<p>【意見14】 システムの稼働判定基準,及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状,市の「情報システム開発の手引き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(総務企画局情報システム課, システム刷新課)</p>	<p>平成29年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また、平成30年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者に求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入,更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成30年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(総務企画局情報システム課)</p>

(5) 文書管理システム

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>【意見 15】 調達手法を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達に当たっては、当然ながら市費の縮減に努める必要がある。また、その取組は調達時のみならず、運用期間中においても継続的に実施すべきであるため、調達手法の検討に関する取組が明らかになるように、関連資料を保存するなどによる改善を検討されたい。</p> <p>なお、このような取組は、結果的に、ICTコストの削減に寄与することにもなり、「福岡市システム刷新計画」に掲げるICT資産最適化の実現のための取組であることも留意されたい。</p> <p>(総務企画局総務課、システム刷新課)</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから、一律の保存期間を定めるのではなく、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、システムの調達手法に関する資料について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行い、適切に保管する。</p> <p>(総務企画局総務課)</p>
<p>【意見 16】 情報システムの調達単位（開発・運用の分離、一括調達等）を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達単位の検討に関して、分離調達による事業者の代替性の確保・競争性環境の構築、又はその可能性検討が実施された資料は保存期間が経過しているため確認できず、情報システム導入による効率的な行政サービス実施と整備・運用コストの低減のための取組が確認できなかった。</p> <p>今後、運用期間中においては、分離調達・一括調達それぞれの目的、情報システムの品質の担保、調達における競争環境の構築、費用対効果の向上などの観点から整理した論点を「福岡市情報システム調達の手引き」に明記し、情報システムの調達部署で慎重に検討することを義務付けるべきである。そして調達単位については、高い専門性を有する職員等で</p>	<p>平成30年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い、各段階における調達単位の検討の必要性や観点について記載することとした。</p> <p>また、調達単位の検討資料についても「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には平成30年度中に見直し予定の「福岡市情報システム調達の手引き」に従い、調達単位の検討を行っていく。</p> <p>また、調達単位の検討資料について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行い、適切に保管する。</p>

<p>構成される情報システム審査委員会による慎重な検討・審議が望まれる。</p> <p>また調達単位を検討した資料はシステムの運用期間にわたって重要な資料となるため、その保存を検討されたい。</p> <p>(総務企画局総務課, システム刷新課)</p>	<p>(総務企画局総務課)</p>
<p>【意見 17】 システムの稼働判定基準, 及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状, 市の「情報システム開発の手引き」には, 稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが, より確実な稼働判定を行うために, 具体的な稼働判定基準を定めるとともに, 稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(総務企画局総務課, システム刷新課)</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い, 稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また, 平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い, 事業者を求める成果物として, 稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後, システムを導入, 更新する際には, 見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い, 稼働判定を実施するとともに, 平成 30 年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って, 事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(総務企画局総務課)</p>

(7) 予算・決算システム

監査の結果	措置の状況
<p>【意見 18】 調達手法を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達に当たっては, 当然ながら市費の縮減に努める必要がある。また, その取組は調達時のみならず, 運用期間中においても継続的に実施すべきであるため, 調達手法の検討に関する取組が明らかになるように, 関連資料を保存するなどによる改善を検討されたい。</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから, 一律の保存期間を定めるのではなく, 「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき, 適宜保存期間の延長を行うこととし, 平成 30 年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後, システムを導入, 更新する際には,</p>

<p>なお、このような取組は、結果的に、ICTコストの削減に寄与することにもなり、「福岡市システム刷新計画」に掲げるICT資産最適化の実現のための取組であることも留意されたい。</p> <p>(財政局財政調整課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>システムの調達手法に関する資料について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行い、適切に保管する。</p> <p>(財政局財政調整課)</p>
<p>【意見 19】 情報システムの調達単位（開発・運用の分離，一括調達等）を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達単位の検討に関して、分離調達による事業者の代替性の確保・競争性環境の構築，又はその可能性検討が実施された資料は確認できず、情報システム導入による効率的な行政サービス実施と整備・運用コストの低減のための取組が確認できなかった。</p> <p>運用期間中においては、調達の目的、情報システムの品質の担保，調達における競争環境の構築，費用対効果の向上などの観点から整理した論点を「福岡市情報システム調達の手引き」に明記し、情報システムの調達部署で慎重に検討することを義務付けるべきである。そして調達単位については、高い専門性を有する職員等で構成される情報システム審査委員会による慎重な検討・審議が望まれる。</p> <p>また調達単位を検討した資料はシステムの運用期間にわたって重要な資料となるため、その保存を検討されたい。</p> <p>(財政局財政調整課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>平成 30 年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い、各段階における調達単位の検討の必要性や観点について記載することとした。</p> <p>また、調達単位の検討資料についても「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成 30 年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、平成 30 年度中に見直し予定の「福岡市情報システム調達の手引き」に従い、調達単位の検討を行っていく。</p> <p>また、調達単位の検討資料について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行い、適切に保管する。</p> <p>(財政局財政調整課)</p>
<p>【意見 20】 情報システムの機能及び要件の審査について</p> <p>本システムは、仕様書の確定に関する資料については、保存期間を経過してい</p>	<p>情報システム審査委員会に提出する開発計画書の作成にあたっては、システムの機能や要件を十分に検討し、明確に記載するよう周知徹底を図ることとした。</p>

<p>るため、確認できず、本システムの調達において、その機能や要件の骨格を明らかにする文書が確認できなかった。</p> <p>情報システム有効性及びその調達の競争性確保の観点から、情報システムの機能及び実現すべき要件は情報システム審査委員会による審査事項であることを「福岡市情報システム化計画に関する要領」等で文書化し、情報システム審査委員会による審査が行われるべきである。</p> <p>また、情報システム審査委員会での審査の結果、その指導及び助言が仕様書に適切に反映されていることについても文書として残すように検討されたい。</p> <p>(財政局財政調整課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>また、審査を受けたシステムについては仕様書案を含む予算執行の決裁にあたってシステム刷新課の合議を必要としていることから、このタイミングで審査結果の反映状況について確認、記録することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、情報システム審査委員会に提出する開発計画書に、システムの機能や要件を十分に検討した上で、明確に記載するとともに、審査結果の反映状況を記録した文書について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行う。</p> <p>(財政局財政調整課)</p>
--	---

(8) 福岡市災害対応支援システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 21】 調達手法を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達に当たっては、当然ながら市費の縮減に努める必要がある。また、その取組は調達時のみならず、運用期間中においても継続的に実施すべきであるため、調達手法の検討に関する取組が明らかになるように、関連資料を保存するなどによる改善を検討されたい。</p> <p>なお、このような取組は、結果的に、ICTコストの削減に寄与することにもなり、「福岡市システム刷新計画」に掲げるICT資産最適化の実現のための取組であることも留意されたい。</p> <p>(市民局防災・危機管理課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから、一律の保存期間を定めるのではなく、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>システムを導入、更新する際には、システムの調達手法に関する資料について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行い、適切に保管することとした。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>

<p>【意見 22】情報システムの調達単位（開発・運用の分離，一括調達等）を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達単位の検討に関して，分離調達による事業者の代替性の確保・競争性環境の構築，又はその可能性検討が実施された資料は保存期間を経過していることにより確認できず，情報システム導入による効率的な行政サービス実施と整備・運用コストの低減のための取組が確認できなかった。</p> <p>今後，運用期間中においては，分離調達・一括調達それぞれの目的，情報システムの品質の担保，調達における競争環境の構築，費用対効果の向上などの観点から整理した論点を「福岡市情報システム調達の手引き」に明記し，情報システムの調達部署で慎重に検討することを義務付けるべきである。そして調達単位については，高い専門性を有する職員等で構成される情報システム審査委員会による慎重な検討・審議が望まれる。</p> <p>また調達単位を検討した資料はシステムの運用期間にわたって重要な資料となるため，その保存を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（市民局防災・危機管理課， 総務企画局システム刷新課）</p>	<p>平成 30 年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い，各段階における調達単位の検討の必要性や観点について記載することとした。</p> <p>また，調達単位の検討資料についても「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行うこととし，平成 30 年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p style="text-align: center;">（総務企画局システム刷新課）</p> <p>システムを導入，更新する際には改定後の「福岡市情報システム調達の手引き」に従い，調達単位の検討を行っていく。</p> <p>また，調達単位の検討資料について，「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行い，適切に保管することとした。</p> <p style="text-align: center;">（市民局防災・危機管理課）</p>
<p>【意見 23】情報システムの機能及び要件の審査について</p> <p>本システムは，仕様書の確定に関する資料については，保存期間を経過しているため確認できず，本システムの調達において，その機能や要件の骨格を明らかにする文書が確認できなかった。</p> <p>情報システム有効性及びその調達の競争性確保の観点から，情報システムの機</p>	<p>情報システム審査委員会に提出する開発計画書の作成にあたっては，システムの機能や要件を十分に検討し，明確に記載するよう周知徹底を図ることとした。</p> <p>また，審査を受けたシステムについては仕様書案を含む予算執行の決裁にあたってシステム刷新課の合議を必要としていることから，このタイミングで審査結果の反映状況について確認，記録することとし</p>

<p>能及び実現すべき要件は情報システム審査委員会による審査事項であることを「福岡市情報システム化計画に関する要領」等で文書化し、情報システム審査委員会による審査が行われるべきである。</p> <p>また、情報システム審査委員会での審査の結果、その指導及び助言が仕様書に適切に反映されていることについても文書として残すように検討されたい。</p> <p>(市民局防災・危機管理課、 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>た。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>システムを導入、更新する際には、情報システム審査委員会に提出する開発計画書に、システムの機能や要件を十分に検討した上で、明確に記載するとともに、審査結果の反映状況を記録した文書について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととした。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>
<p>【意見 24】 開発当時の複数事業者からの見積もりを取得し、予定価格を査定・積算した根拠が確認できなかった</p> <p>既存システムの運用保守時の特命随意契約に際しては、開発当時の見積書等を参考とし、保存されていない場合は新たに取得することや類似システムの運用単価を比較するなど、競争環境の確保によるコスト削減の取組を進められたい。</p> <p>(市民局防災・危機管理課、 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから、一律の保存期間を定めるのではなく、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>運用保守時の特命随意契約に際して、開発当時の見積書等は保存期限が過ぎ、保存していないため、類似システムの運用単価を比較するなど、コスト削減の取組を行っていく。</p> <p>(市民局防災・危機管理課)</p>
<p>【意見 25】 システムの稼働判定基準、及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状、市の「情報システム開発の手引き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(市民局防災・危機管理課、</p>	<p>平成29年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また、平成30年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者に求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p>

総務企画局システム刷新課)	(総務企画局システム刷新課)
	<p>システムを導入，更新する際には，改定後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い，稼働判定を実施するとともに，新たな「調達仕様書ひな形」に沿って，事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p style="text-align: right;">(市民局防災・危機管理課)</p>

(9) 母子保健システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 26】 調達手法を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達に当たっては，当然ながら市費の縮減に努める必要がある。また，その取組は調達時のみならず，運用期間中においても継続的に実施すべきであるため，調達手法の検討に関する取組が明らかになるように，関連資料を保存するなどによる改善を検討されたい。</p> <p>なお，このような取組は，結果的に，ICTコストの削減に寄与することにもなり，「福岡市システム刷新計画」に掲げるICT資産最適化の実現のための取組であることも留意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども未来局こども発達支援課， 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから，一律の保存期間を定めるのではなく，「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行うこととし，平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p style="text-align: right;">(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後，システムを導入，更新する際には，システムの調達手法に関する資料について，「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行い，適切に保管する。</p> <p style="text-align: right;">(こども未来局こども発達支援課)</p>
<p>【意見 27】 情報システムの機能及び要件の審査について</p> <p>本システムの仕様書案には正誤表が作成されており，情報システム審査委員会の審査により指摘に対応したことが想定されるが，審査結果及びその対応経緯等の資料は確認できず，本システムの調達において，問題点等に対して適切に対応</p>	<p>情報システム審査委員会に提出する開発計画書の作成にあたっては，システムの機能や要件を十分に検討し，明確に記載するよう周知徹底を図ることとした。</p> <p>また，審査を受けたシステムについては仕様書案を含む予算執行の決裁にあたってシステム刷新課の合議を必要としていることから，このタイミングで審査結果の</p>

<p>したことが確認できなかった。</p> <p>情報システム有効性及びその調達の競争性確保の観点から、情報システムの機能及び実現すべき要件は情報システム審査委員会による審査事項であることを「福岡市情報システム化計画に関する要領」等で文書化し、情報システム審査委員会による審査が行われるべきである。</p> <p>また、情報システム審査委員会での審査の結果、その指導及び助言が仕様書に適切に反映されていることについても文書として残すように検討されたい。</p> <p>(こども未来局こども発達支援課、総務企画局システム刷新課)</p>	<p>反映状況について確認、記録することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、情報システム審査委員会に提出する開発計画書に、システムの機能や要件を十分に検討した上で、明確に記載するとともに、審査結果の反映状況を記録した文書について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行う。</p> <p>(こども未来局こども発達支援課)</p>
<p>【意見 28】 システムの稼働判定基準、及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状、市の「情報システム開発の手引き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(こども未来局こども発達支援課、総務企画局システム刷新課)</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また、平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者を求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成 30 年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(こども未来局こども発達支援課)</p>
<p>【意見 29】 システムの利用状況（利用者の利用状況、ハードウェア等リソースの利用状況等）を管理できていない</p> <p>システムの利用状況を把握していない</p>	<p>母子保健システムで管理している母子保健事業は、国の制度で定められたものが多いが、環境の変化等で利用状況の変動が考えられるものについては、利用状況の管</p>

<p>と、環境の変化や陳腐化等により、当初、利用の多かったシステムであっても、利用者のニーズが合致せず、結果として、行政サービスの低下につながることとなり、システム稼働中は、利用者の利用状況、ハードウェア等リソースの利用状況等のシステムの利用状況を管理するよう改善を検討されたい。</p> <p>(こども未来局こども発達支援課)</p>	<p>理を適宜行うこととした。</p>
--	---------------------

(10) 児童扶養手当システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 30】情報システムの調達単位（開発・運用、ソフトウェア・ハードウェアの分離、一括調達等）を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達単位の検討に関して、分離調達による事業者の代替性の確保・競争性環境の構築、又はその可能性検討が実施された資料は確認できず、情報システム導入による効率的な行政サービス実施と整備・運用コストの低減のための取組が確認できなかった。</p> <p>運用期間中においては、調達目的、情報システムの品質の担保、調達における競争環境の構築、費用対効果の向上などの観点から整理した論点を「福岡市情報システム調達の手引き」に明記し、情報システムの調達部署で慎重に検討することを義務付けるべきである。そして調達単位については、高い専門性を有する職員等で構成される情報システム審査委員会による慎重な検討・審議が望まれる。</p> <p>また調達単位を検討した資料はシステムの運用期間にわたって重要な資料となるため、その保存を検討されたい。</p> <p>(こども未来局こども家庭課)</p>	<p>平成 30 年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い、各段階における調達単位の検討の必要性や観点について記載することとした。</p> <p>また、調達単位の検討資料についても「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成 30 年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には平成 30 年度中に見直し予定の「福岡市情報システム調達の手引き」に従い、調達単位の検討を行っていく。</p> <p>また、調達単位の検討資料について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行い、適切に保管する。</p> <p>(こども未来局こども家庭課)</p>

総務企画局システム刷新課)	
<p>【意見 31】 開発当時の複数事業者からの見積もりを取得し、予定価格を査定・積算した根拠が確認できなかった</p> <p>既存システムの運用保守時の特命随意契約に際しては、開発当時の見積書等を参考とし、保存されていない場合は新たに取得することや類似システムの運用単価を比較するなど、競争環境の確保によるコスト削減の取組を進められたい。</p> <p style="text-align: center;">(こども未来局こども家庭課、 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから、一律の保存期間を定めるのではなく、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p style="text-align: center;">(総務企画局システム刷新課)</p> <p>運用保守時の特命随意契約に際して、開発当時の見積書等は保存期限が過ぎ、保存していないため、類似システムの運用単価を比較するなど、コスト削減の取組を行っていく。</p> <p style="text-align: center;">(こども未来局こども家庭課)</p>
<p>【意見 32】 調達仕様書の内容を審査・確定した経緯が確認できなかった</p> <p>「情報システム化計画に関する要領」によると、業務担当課は、情報システムの調達に係る予算執行に際し、調達のための仕様書を作成し、ICT戦略課と予算執行伺を合議しなければならないが、本システムにおいては、実際の調達時に使用する調達仕様書についての審査・承認の過程がわかる資料が確認できなかった。</p> <p>調達時において仕様書を作成し、庁内で合議する趣旨は、予算執行の適切性を確保するために実施しているものと考えられ、審査・承認の過程がわかる資料の保存を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">(こども未来局こども家庭課)</p>	<p>調達仕様書の審査・承認の過程がわかる資料の保存については、見直しを行い、今後、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととした。</p>
<p>【意見 33】 システムの稼働判定基準、及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状、市の「情報システム開発の手引</p>	<p>平成29年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施と</p>

<p>き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(こども未来局こども家庭課、 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>その基準について記載した。</p> <p>また、平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者に求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成 30 年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(こども未来局こども家庭課)</p>
---	--

(12) 国民健康保険・公費医療システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 34】システムの稼働判定基準、及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状、市の「情報システム開発の手引き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(保健福祉局国民健康保険課、 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また、平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者に求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成 30 年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(保健福祉局国民健康保険課)</p>

(13) 下水道料金総合情報システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 35】 開発当時の複数事業者からの見積もりを取得し、予定価格を査定・積算した根拠が確認できなかった</p> <p>既存システムの運用保守時の特命随意契約に際しては、開発当時の見積書等を参考とし、保存されていない場合は新たに取得することや類似システムの運用単価を比較するなど、競争環境の確保によるコスト削減の取組を進められたい。</p> <p>(道路下水道局下水道料金課、 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから、一律の保存期間を定めるのではなく、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>開発当時の見積書等は保存期限が過ぎ保存してないため、今後、必要に応じ文書を常用とするとともに、運用保守時の特命随意契約に際して、運用単価の推移を比較するなど、コスト削減の取組を行っていく。</p> <p>(道路下水道局下水道料金課)</p>
<p>【意見 36】 システムの稼働判定基準、及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状、市の「情報システム開発の手引き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(道路下水道局下水道料金課、 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>平成29年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また、平成30年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者に求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成30年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(道路下水道局下水道料金課)</p>

(14) 下水道事業財務会計システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 37】 調達手法を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達に当たっては、当然ながら市費の縮減に努める必要がある。また、その取組は調達時のみならず、運用期間中においても継続的に実施すべきであるため、調達手法の検討に関する取組が明らかになるように、関連資料を保存するなどによる改善をされたい。</p> <p>なお、このような取組は、結果的に、ICTコストの削減に寄与することにもなり、「福岡市システム刷新計画」に掲げるICT資産最適化の実現のための取組であることも留意されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課、 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから、一律の保存期間を定めるのではなく、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、システムの調達手法に関する資料について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行い、適切に保管する。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>
<p>【意見 38】 情報システムの調達単位（開発・運用の分離、一括調達等）を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達単位の検討に関して、分離調達による事業者の代替性の確保・競争性環境の構築、又はその可能性検討が実施された資料は確認できず、情報システム導入による効率的な行政サービス実施と整備・運用コストの低減のための取組が確認できなかった。</p> <p>今後、運用期間中においては、分離調達・一括調達それぞれの目的、情報システムの品質の担保、調達における競争環境の構築、費用対効果の向上などの観点から整理した論点を「福岡市情報システム調達の手引き」に明記し、情報システムの調達部署で慎重に検討することを義務付けるべきである。そして調達単位については、高い専門性を有する職員等で</p>	<p>平成30年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い、各段階における調達単位の検討の必要性や観点について記載することとした。</p> <p>また、調達単位の検討資料についても「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には平成30年度中に見直し予定の「福岡市情報システム調達の手引き」に従い、調達単位の検討を行っていく。</p> <p>また、調達単位の検討資料について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長</p>

<p>構成される情報システム審査委員会による慎重な検討・審議が望まれる。</p> <p>また調達単位を検討した資料はシステムの運用期間にわたって重要な資料となるため、その保存を検討されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>を行い、適切に保管する。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>
<p>【意見 39】 情報システムの機能及び要件の審査について</p> <p>本システムは、仕様書の確定に関する資料については、保存期間を経過しているため、確認できず、本システムの調達において、その機能や要件の骨格を明らかにする文書が確認できなかった。</p> <p>情報システム有効性及びその調達の競争性確保の観点から、情報システムの機能及び要件は情報システム審査委員会による審査事項であることを「福岡市情報システム化計画に関する要領」等で文書化し、情報システム審査委員会による審査が行われるべきである。</p> <p>また、情報システム審査委員会での審査の結果、その指導及び助言が仕様書に適切に反映されていることについても文書として残すように検討されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システム審査委員会に提出する開発計画書の作成にあたっては、システムの機能や要件を十分に検討し、明確に記載するよう周知徹底を図ることとした。</p> <p>また、審査を受けたシステムについては仕様書案を含む予算執行の決裁にあたってシステム刷新課の合議を必要としていることから、このタイミングで審査結果の反映状況について確認、記録することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、情報システム審査委員会に提出する開発計画書に、システムの機能や要件を十分に検討した上で、明確に記載するとともに、審査結果の反映状況を記録した文書について、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行う。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>
<p>【意見 40】 開発当時の複数事業者からの見積もりを取得し、予定価格を査定・積算した根拠が確認できなかった</p> <p>既存システムの運用保守時の特命随意契約に際しては、開発当時の見積書等を参考とし、保存されていない場合は新たに取得することや類似システムの運用単価を比較するなど、競争環境の確保によ</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから、一律の保存期間を定めるのではなく、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行うこととし、平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p>

<p>るコスト削減の取組を進められたい。 (道路下水道局経理課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>運用保守時の特命随意契約に際して、開発当時の見積書等は保存期限が過ぎ、保存していないため、類似システムの運用単価を比較するなど、コスト削減の取組みを行っていく。 (道路下水道局経理課)</p>
<p>【意見 41】システムの稼働判定基準、及び稼働判定をした経緯が確認できなかった市の「情報システム開発の手引き」には、稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが、より確実な稼働判定を行うために、具体的な稼働判定基準を定めるとともに、稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。 (道路下水道局経理課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い、稼働判定の実施とその基準について記載した。 また、平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い、事業者を求める成果物として、稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。 (総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを導入、更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成 30 年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者「稼働判定報告書」を求めることとした。 (道路下水道局経理課)</p>

(15) 博多港港湾情報システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 42】開発事業者への依存度が高いシステム 情報システムの安定的な稼働を含めた品質や開発事業者との信頼関係、円滑な業務の遂行、行政サービスの維持・向上、費用対効果などの観点から、競争入札が必ずしも最善の選択肢とはならない。その一方で、運用開始から 20 年を超え、その間の事業環境の変化、及び、ICT</p>	<p>本システムについては、平成 30 年度から 32 年度にかけてシステム更新を行うため、その際の調達では、現行システムの開発業者以外の事業者も参入できるよう、公募型提案競技(プロポーザル)を平成 30 年 6 月に実施し、業者選定を行った。</p>

<p>関連技術の向上など，本システムを取り巻く状況にも変化が生じていることから，定期的な見直しの実施が必要である。</p> <p>本システムが担う行政事務，行政サービスが，適切なコストで安定的かつ継続的に実施される環境を維持し続けるために，開発事業者以外の事業者が本システムの代替事業者となることができる競争環境を構築することを検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">(港湾空港局総務課)</p>

(16) 教職員給与システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 43】 R F I 実施時における複数事業者からの見積もりを取得し，予定価格を査定・積算した根拠が確認できない</p> <p>本システムの調達は，企画提案競技によっており，調達手続や仕様内容等に指摘すべき事項はなかったが，R F I (※)の実施に際して入手した資料についてもその後の提案競技の時点や後年度の調達の参考と出来ることなどから保存することが望ましい。</p> <p>R F I 実施時の見積書など，後年度の調達に際して参考となる資料については市の「情報システム開発の手引き」に保存すべき資料として明記することを検討されたい。</p> <p>※ R F I とは Request For Information の略であり，情報システムの導入や業務委託を行うにあたり，事前に，発注候補先の開発業者に提供可能なサービスの概要や実績などの情報提供を依頼する行為をいう。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会給与課， 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから，一律の保存期間を定めるのではなく，「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行うこととし，平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p style="text-align: center;">(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後，R F I 実施時に徴する見積書等のうち，後年度の調達に際して有用であると考えられる資料については，「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行い，適切に保管する。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会給与課)</p>

(17) 校務支援システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 44】システムの稼働判定基準，及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状，市の「情報システム開発の手引き」には，稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが，より確実な稼働判定を行うために，具体的な稼働判定基準を定めるとともに，稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p>(教育委員会総務課， 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い，稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また，平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い，事業者を求める成果物として，稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後，システムを導入，更新する際には，見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い，稼働判定を実施するとともに，平成 30 年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って，事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>

(19) 総合図書館業務システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 45】調達手法を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達に当たっては，当然ながら市費の削減に努める必要がある。また，その取組は調達時のみならず，運用期間中においても継続的に実施すべきであるため，調達手法の検討に関する取組が明らかになるように，関連資料を保存するなどによる改善をされたい。</p> <p>なお，このような取組は，結果的に，ICTコストの削減に寄与することにもなり，「福岡市システム刷新計画」に掲げる ICT 資産最適化の実現のための取組であることも留意されたい。</p> <p>(教育委員会総合図書館運営課，</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから，一律の保存期間を定めるのではなく，「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行うこととし，平成 30 年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後，システムを更新する際には，システムの調達手法に関する資料について，「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行い，適切に保管する。</p> <p>(教育委員会総合図書館運営課)</p>

総務企画局システム刷新課)	
<p>【意見 46】情報システムの調達単位（開発・運用の分離，一括調達等）を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達単位の検討に関して，分離調達による事業者の代替性の確保・競争性環境の構築，又はその可能性検討が実施された資料は確認できず，情報システム導入による効率的な行政サービス実施と整備・運用コストの低減のための取組が確認できなかった。</p> <p>今後，運用期間中においては，分離調達・一括調達それぞれの目的，情報システムの品質の担保，調達における競争環境の構築，費用対効果の向上などの観点から整理した論点を「福岡市情報システム調達の手引き」に明記し，情報システムの調達部署で慎重に検討することを義務付けるべきである。そして調達単位については，高い専門性を有する職員等で構成される情報システム審査委員会による慎重な検討・審議が望まれる。</p> <p>また調達単位を検討した資料はシステムの運用期間にわたって重要な資料となるため，その保存を検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（教育委員会総合図書館運営課， 総務企画局システム刷新課）</p>	<p>平成 30 年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い，各段階における調達単位の検討の必要性や観点について記載することとした。</p> <p>また，調達単位の検討資料についても「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行うこととし，平成 30 年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p style="text-align: center;">（総務企画局システム刷新課）</p> <p>今後，システムを更新する際には，平成 30 年度中に見直し予定の「福岡市情報システム調達の手引き」に従い，調達単位の検討を行っていく。また，調達単位の検討資料について，「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行い，適切に保管する。</p> <p style="text-align: center;">（教育委員会総合図書館運営課）</p>
<p>【意見 47】システムの稼働判定基準，及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状，市の「情報システム開発の手引き」には，稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが，より確実な稼働判定を行うために，具体的な稼働判定基準を定めるとともに，稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">（教育委員会総合図書館運営課，</p>	<p>平成 29 年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い，稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また，平成 30 年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い，事業者に求める成果物として，稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告書」を加えることとした。</p>

<p>総務企画局システム刷新課)</p>	<p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後、システムを更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに平成 30 年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。</p> <p>(教育委員会総合図書館運営課)</p>
<p>【意見 48】 システムの利用状況（利用者の利用状況，ハードウェア等リソースの利用状況等）を管理できていない</p> <p>本システムは稼働後 10 年以上経過しており，システムの利用状況を把握していないと，環境の変化や陳腐化等により，当初，利用の多かったシステムであっても，利用者のニーズが合致せず，結果として，行政サービスの低下につながるごととなり，システム稼働中は，利用者の利用状況，ハードウェア等リソースの利用状況等のシステムの利用状況を管理するよう改善を検討されたい。</p> <p>(教育委員会総合図書館運営課)</p>	<p>毎月，インターネットによる図書の検索や予約及び自動貸出機等の利用状況を把握しており，今後，これらの集約・分析を行うこととした。</p>

(20) 期日前／不在者投票システム

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 49】 調達手法を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達に当たっては，当然ながら市費の縮減に努める必要がある。また，その取組は調達時のみならず，運用期間中においても継続的に実施すべきであるため，調達手法の検討に関する取組が明らかになるように，関連資料を保存するなどによる改善をされたい。</p> <p>なお，このような取組は，結果的に，ICTコストの削減に寄与することにも</p>	<p>情報システムの運用期間やそれに即した文書の保存期間は個別に異なることから，一律の保存期間を定めるのではなく，「福岡市公文書の管理に関する規則」第 9 条第 3 項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行うこととし，平成 30 年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後，システムを導入，更新する際には，システムの調達手法に関する資料につい</p>

<p>なり、「福岡市システム刷新計画」に掲げるICT資産最適化の実現のための取組であることも留意されたい。</p> <p>(選挙管理委員会事務局選挙課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>て、「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき、適宜保存期間の延長を行い、適切に保管する。</p> <p>(選挙管理委員会事務局選挙課)</p>
<p>【意見 50】情報システムの調達単位（開発・運用の分離，一括調達等）を検討した経緯が確認できなかった</p> <p>情報システムの調達単位の検討に関して，分離調達による事業者の代替性の確保・競争性環境の構築，又はその可能性検討が実施された資料は確認できず，情報システム導入による効率的な行政サービス実施と整備・運用コストの低減のための取組が確認できなかった。</p> <p>今後，運用期間中においては，分離調達・一括調達それぞれの目的，情報システムの品質の担保，調達における競争環境の構築，費用対効果の向上などの観点から整理した論点を「福岡市情報システム調達の手引き」に明記し，情報システムの調達部署で慎重に検討することを義務付けるべきである。そして調達単位については，高い専門性を有する職員等で構成される情報システム審査委員会による慎重な検討・審議が望まれる。</p> <p>(選挙管理委員会事務局選挙課, 総務企画局システム刷新課)</p>	<p>平成30年度中に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム調達の手引き」の見直しを行い，各段階における調達単位の検討の必要性や観点について記載することとした。</p> <p>また，調達単位の検討資料についても「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行うこととし，平成30年度中に庁内へ周知することとした。</p> <p>(総務企画局システム刷新課)</p> <p>今後，システムを導入，更新する際には平成30年度中に見直し予定の「福岡市情報システム調達の手引き」に従い，調達単位の検討を行っていく。</p> <p>また，調達単位の検討資料について，「福岡市公文書の管理に関する規則」第9条第3項の規定に基づき，適宜保存期間の延長を行い，適切に保管する。</p> <p>(選挙管理委員会事務局選挙課)</p>
<p>【意見 51】システムの稼働判定基準，及び稼働判定をした経緯が確認できなかった</p> <p>現状，市の「情報システム開発の手引き」には，稼働判定基準に関する具体的な記述が無いが，より確実な稼働判定を行うために，具体的な稼働判定基準を定めるとともに，稼働判定までの経緯を残すことについて検討されたい。</p>	<p>平成29年度に業務担当課向けガイドラインである「福岡市情報システム開発の手引き」の見直しを行い，稼働判定の実施とその基準について記載した。</p> <p>また，平成30年度中に業務担当課向けに示している「調達仕様書ひな形」の見直しを行い，事業者に求める成果物として，稼働判定の経緯を記録する「稼働判定報告</p>

(選挙管理委員会事務局選挙課,
総務企画局システム刷新課)

書」を加えることとした。

(総務企画局システム刷新課)

今後、システムを導入、更新する際には、見直し後の「福岡市情報システム開発の手引き」に従い、稼働判定を実施するとともに、平成30年度中に見直し予定の「調達仕様書ひな形」に沿って、事業者に「稼働判定報告書」を求めることとした。

(選挙管理委員会事務局選挙課)